

郡上市子ども読書活動推進計画 (案)

2010年5月
郡上市

目次

はじめに

1 . 計画の趣旨	1
2 . 基本目標	2
3 . 子どもの読書活動推進のための方策	
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
(2) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進	4
(3) 学校における子どもの読書活動の推進	5
(4) 公共図書館における子どもの読書活動の推進	7
(5) 関係機関の連携と行政の役割	9

参考資料

(1) 子どもの読書環境についてのアンケート集計結果.....	10
(2) 努力目標.....	11
(3) 子どもの読書活動の推進に関する法整備等の歩み.....	12

1 . 計画の趣旨

近年、子どもの生育環境は大きく変わりつつあります。急速に進むICT化(1)や、核家族化・少子化は子どもがことばを獲得するのを困難にしています。

このため、2001年には“子どもの読書活動の推進に関する法律”が制定公布され、第二条の基本理念で、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とうたい、子どもの読書環境整備が国と地方自治体に義務づけられました。

わたしたちの祖先は、郡上一揆をはじめとして幾多の困難にも不屈の精神と感謝の心で郷土を切り拓いてきました。

わたしたちは、次代を担う子どもたちが、豊かな自然と歴史ある郷土に誇りと愛着をもって生き生きとたくましく育つことを願っています。

また子どもたちが、郷土の伝統と文化を継承し、さらに発展させていけるよう、読書をとおして自己を見つめ、創造力や判断力、さらには生きる力を高め、思いやりの心を育成することが望まれます。

そこで、子どもたちが乳幼児期から「本と出会い、本に親しみ、本を知り、本で学び、本で考え」進んで読書習慣を身につけていけるよう、「子どもの読書活動推進に関する法律」(平成13年法律第154号)をふまえ「郡上市子ども読書活動推進計画」を策定します。

計画の実施期間

平成22年から平成27年までの5年間とします。

また、郡上市図書館協議会において、年1回計画の実施状況についての確認を行います。

1 ICT

Information and communication technology の略、情報通信技術の意味です。

2 . 基本目標

基本目標

「本とともにたち ～子どもが本と出会うまちづくりをめざして～」

基本方針

1 . 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが自主的に読書活動できるようにするためには、本との出会いが大切です。乳幼児健診会場で行うブックスタート(2)で、絵本と出会った3ヶ月児がその後、成長に見合った本に親しみ、楽しむことができる機会を、家庭、幼稚園・保育園、学校、地域の様々な場所で提供できるよう努めます。

2 . 子どもが読書しやすい環境の整備

子どもが自主的に読書するためには、気軽に本を手にとれる環境が必要です。そのためには学校図書館・公共図書館はじめ、家庭、幼稚園・保育園、児童館、保健センター等子どもの居場所で、読書しやすい環境を整えるよう努めます。

3 . 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を進めるためには、まずは保護者、教師、保育士等子どもに身近なおとなが読書活動に理解と関心を深めることが大切です。このため、子どもを取り巻くおとなを含めた地域全体で、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

2 ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心触れ合うひとときをもつきっかけをつくる活動です。地域に生まれた赤ちゃんが集まる0歳児健診を主な会場に、図書館員、保健師、ボランティアなどが活動に携わります。

3 . 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は初めて子どもが本と出会う場であり、子どもの身近に本があることは、環境づくりの基本です。子どもは人が話したり、自分に話しかけられているのを聞いたりして、話すことに興味を持つようになります。このように家族の成員が読書を楽しんだり、子どもに読んで聞かせたりするかどうか子どもが読書人生に大きく影響します。絵本は子どもにとって読書の入口です。このため、家庭での読み聞かせや、おとなが子どもと一緒に本を読むなど、読書とともに楽しむ環境づくりも必要です。

目標

家庭での読書習慣の形成
地域の読書活動団体への支援
子育て支援の一環としての読書の位置付け

方策

保健センター等に絵本を設置
子育ての一環、または遊びの延長として、本との出会いの場を広げます。

啓発リーフレット、絵本リストの作成・配布
保護者に読書の大切さを理解してもらい、図書館の利用を促すためのリーフレットや、おすすめ絵本のリストを作成し、保護者に向けた子どもの読書活動の啓発に努めます。

親子読書のすすめ
読書の楽しさと、読書によってもたらされる心豊かなひとときを親子で分かち合う大切さを伝えていきます。

地域の読書活動団体（文庫・ボランティア等）への支援
子どもの読書に関する情報の提供や、活動場所の提供などの支援を行います。

⑤ノーテレビ・ノーゲームデー（ 3 ）の実施
各家庭において取り組めるよう啓発に努めます。

3 ノーテレビ・ノーゲームデー

情報メディアから離れ、親子の触れ合いを深める日として推進します。

(2) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うのが幼稚園・保育園です。ことばを使ってコミュニケーションする力や、ものを考える力が育ち、自分なりのイメージを頭の中に描いて、絵本を楽しめるようになってきます。生活体験やあそび体験を土台に自ら絵本の世界に入り、心あそばせることができる力が育ってくるのです。園での読書体験が家庭での読書に広がることが期待されます。

目標

幼稚園・保育園の読書環境の整備・充実
幼稚園教諭・保育士の読書への理解の促進
読書の重要性について家庭に向けての啓発

方策

幼稚園・保育園の読書環境の整備

絵本などの充実を呼びかけるとともに、市図書館の団体貸出制度を案内するなど、子どもたちが絵本に接する機会を増やします。

職員研修の充実

読書の重要性を認識し、知識を深めてもらうための講演会や、読み聞かせについての手法を学ぶための研修会を実施します。

幼稚園教諭・保育士による読書の普及

職員に読書の大切さを理解してもらい、子どもたちに読み聞かせや、おはなしを通して絵本の楽しさが伝わるように啓発していきます。

保護者に絵本の良さを知ってもらう機会の提供

保護者に読み聞かせや、絵本の良さを知ってもらえるよう園に図書館司書を派遣します。

⑤ ノーテレビ・ノーゲームデーの実施

園ぐるみでの実施に取り組みます。

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

児童・生徒の一番身近にあって活用できるのが学校図書館です。児童・生徒の主体的な学習を支え、また自由な読書を保障する機関として、学校図書館の役割はますます重要性を増しています。2003年4月以降、12学級以上の小・中学校に司書教諭(4)の配置が義務付けられていますが、郡上市では該当する小・中学校はわずか数校です。教育を支援する学校図書館がその機能を十分に発揮するには専任の職員が必要です。専任の職員が常駐することで「図書館資料を収集し、整理し、及び保存しこれを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」(学校図書館法第2条)という学校図書館の目的を果たすことができます。

目標

学校司書の配置
学校図書館の資料の充実
学校図書館の情報化
学校図書館の施設・設備の整備・充実
司書教諭の研修
読書活動・学習活動の支援

方策

学校図書館司書等(5)の配置の検討
学校図書館の活性化を図るため、専任職員の配置を目指します。

学校図書館資源共有ネットワーク化
資料をデータベース化しネットワークに参加することで、学校間の資料の貸し借りを容易にし、資料の有効活用に努めます。

蔵書の充実
図書標準冊数(6)より年間の増加冊数を導き、新鮮な資料の確保に努めます。

教職員による読書指導
全職員が、様々な機会を捉え、朝読書や、読み聞かせなどの読書活動を推進します。

職員研修の充実
図書館利用指導研修を実施します。
ブックトーク(7)や、読み聞かせの研修を実施します。

図書館ボランティアの活用

読み聞かせや、本の修理などに図書館ボランティアを活用し、その資質向上を図るとともに、子どもの読書活動に関わる取り組みに協力してもらえる体制づくりに努めます。

市図書館の活用

市図書館が学校で児童・生徒個々に貸出をする移動図書館の積極的な活用に努めます。

ノーテレビ・ノーゲームデーの実施

学校ぐるみでの実施に取り組みます。

4 司書教諭

学校図書館においてその専門的な職務を担当する教員のことです。学校図書館法が改正され、平成15年4月1日から全国の12学級以上のすべての学校に司書教諭を置くことが義務づけられています。

5 学校図書館司書

法令上の職名ではありませんが、司書教諭と連携・協力し、学校図書館に関わる職務を担当する職員のことです。

6 学校の図書標準冊数

文部省(当時)により、公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校の規模に応じて設定された蔵書冊数のことです。

(例：小学校9学級では、6,520冊、中学校19学級では、13,920冊)

7 ブックトーク

テーマに基づき何冊かの本を紹介し、本の面白さを伝えることです。聞き手にその本を読みたいという気持ちを起させるものです。

(4) 公共図書館における子どもの読書活動の推進

公共図書館は子どもたちにとって身近で利用しやすく、本と出会い読書の楽しさを体験できる場所です。

市図書館では、乳幼児健診会場で子どもにとっての読書の重要性と読書の基礎が乳幼児期にあることを親に伝える「ブックスタート事業」にはじまり、学校での授業に必要な資料の収集・提供、読書のきっかけづくりとなる「ブックトーク」、休み時間を利用した学校での個人貸出、教師を対象とした図書館の利用指導研修などの学校支援サービス、成人式会場で新成人に手渡すおすすめ本のリーフレット作成といった様々なサービスをこれまで行ってきました。

今後は、これらのサービスの定着と発展・充実を目指していくことが重要な課題となります。

これらの児童サービス・青少年サービスを提供し続けるためには、職員が専門的知識・技能を修得するための研修が不可欠です。

目標

児童サービス担当職員の充実と研修機会の確保
資料費の増額と蔵書の充実
市内全域に等しく図書館サービスができるシステムの構築
すべての子どもに読書の楽しさを伝える
子どもにかかわるすべてのおとなの意識改革

方策

職員体制の充実

児童サービス担当職員の研修の機会を確保します。

資料の充実

資料費を増額し、学校等を支援するための資料を充実します。

団体貸出制度の充実

学校・幼稚園・保育園などへの長期貸出システムを確立します。

移動図書館サービスの拡充

学校へ出掛けての個人貸出しを拡充します。

⑤おはなしボランティアのネットワークづくり
情報交換の場を増やし、研修の機会を確保します。

おはなし会、ブックトーク等の実施

館内外を問わず、積極的に行います。

乳幼児サービスの充実

ブックスタート事業により、乳幼児期からの読書活動の重要性の啓発と子育て支援を進めます。

ヤングアダルトコーナー（ 8 ）の充実

中学生・高校生が気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。

障がいのある子どもたちへのサービス

利用の条件を整備するとともに関係機関と連携を図り、特別支援学校等への支援を進めます。

8 ヤングアダルトコーナー

児童でも成人でもない世代（12歳～18歳）を「ヤングアダルト」と呼び、図書館などでその世代向けの資料を揃えたコーナーのことです。

(5) 関係機関の連携と行政の役割

この計画の推進にあたっては、郡上市全体の取り組みが不可欠であり、積極的な広報活動が必要です。

郡上市に育つすべての子どもたちの健やかな成長のために、関係する各機関・団体・子どもを取り巻くすべてのおとなたちが連携することが重要です。

目標

市図書館を中心とする、子どもにかかわる関係機関・団体の連携施策を推進していくための行政の積極的な支援

方策

幼稚園・保育園と市図書館との連携連絡会の定期的な開催。

小・中学校図書館部会・学校教育課・市図書館との連携連絡会・研修会の定期的な開催。

他の部署との連携による市図書館の館外サービスの充実おはなしボランティアの紹介や、団体貸出の活用。

参考資料

(1) 子どもの読書環境についてのアンケート集計結果

< 家庭における子どもの読書環境について >

		はい	いいえ
1	大人のあなた自身が読書に親しんでいますか。	48%	52%
2	家庭の中で読書する雰囲気や習慣がありますか。	44%	56%
3	家庭で新聞を購読していますか。	81%	19%
4	わが子に読み聞かせをしていますか。 (対象：小学校1, 2年生の保護者)	48%	52%

< 幼稚園・保育園における子どもの読書環境について >

		はい	いいえ
1	幼稚園・保育園は、絵本コーナーを設けていますか。	100%	0%
2	幼稚園・保育園は、絵本の読み聞かせをしていますか。	100%	0%
3	幼稚園・保育園は、子どもの成長に読書が大切なことを、保護者に啓発していますか。	100%	0%

< 学校等における子どもの読書環境について >

		はい	いいえ
1	学校は、「子どもの読書推進」に取り組んでいますか。	100%	0%
2	学校には、学校司書がいますか。	0%	100%
3	学校図書館の蔵書冊数は、文部科学省「学校図書館図書標準」を充たしていますか。	72%	28%
4	PTA は、子どもの読書推進に取り組んでいますか。	69%	31%
5	学校図書館は、「子ども読書の日」や「子ども読書週間」に事業を行っていますか。	55%	45%
6	学校は、図書館ボランティアを受け入れていますか。	74%	26%

子どもの読書環境整備のためのチェック項目（社団法人日本図書館協会発行）より抜粋し、平成21年9月に調査。

(2) 努力目標

郡上市の子ども読書活動が進められていく上で、2015年までに達成したい読書環境・読書活動の努力目標は以下のとおりです。

目標項目	2010年	2013年	2015年
市図書館の児童書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	18.6冊	22冊	24冊
市図書館の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	21.3冊	24冊	26冊
分館的機能を持つ地域施設数	1館5室	1館5室	1館5室
朝読書を実施している学校	93%	100%	100%
図書標準を達成している学校	77%	90%	100%
司書教諭として図書館に携わる 平均時間数(時間/週)	1.3時間	2時間	2.5時間
学校図書館司書等(準ずる職員)の 配置学校	0%	100%	100%
学校図書館の電算化	0%	50%	100%
1ヶ月の目標読書冊数	(平均読書冊数)		
	小学生		6冊
	中学生		2冊
	高校生		1冊

(3) 子どもの読書活動の推進に関する法整備等の歩み

平成 5 年 3 月	学校図書館図書標準の設定
平成 5 年～9 年度	学校図書館整備 5 ヶ年計画 (5 年間で 500 億円を措置)
平成 9 年 6 月	司書教諭の養成・発令を促進するための学校図書館法の改正
平成 10 年 3 月	司書教諭講習規定の改正
平成 11 年 8 月	平成 12 年を「子ども読書年」とする衆参両院議決
平成 11 年 12 月	図書館法改正
平成 12 年	子ども読書年
平成 12 年 5 月	「国際子ども図書館」の開館
平成 13 年 4 月	「子どもゆめ基金」の創設
平成 13 年 7 月	「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立 (議員立法)
平成 14 年～18 年度	学校図書館整備 5 ヶ年計画 (年間 130 億円、5 年間で 650 億円を措置)
平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(閣議決定)
平成 15 年 4 月～	学校図書館法施行 (12 学級以上の学校における司書教諭の必置化)
平成 16 年 2 月	文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」
平成 16 年 3 月	「岐阜県子どもの読書活動推進計画」 郡上市誕生
平成 17 年 4 月	しろとり図書館、子どもの読書活動の実践で文部科学大臣表彰受賞
平成 18 年 4 月	牛道小学校、子どもの読書活動の実践で文部科学大臣表彰受賞
平成 19 年～23 年度	学校図書館整備 5 ヶ年計画 (毎年 200 億円、5 年間で 1,000 億円を措置)
平成 22 年	国民読書年